

デイサービスはるる 重要事項説明書

1 事業主体概要

事業主体	株式会社ハンループ
代表者名	大野仁宏
本社所在地	北見市無加川町413番10
事業内容	<p>地域密着型介護サービス</p> <p>認知症対応型共同生活介護（グループホーム）の運営</p> <p>介護予防認知症対応型共同生活介護の運営</p> <p>グループホームなごみ（北見市）</p> <p>グループホーム水色の詩（北見市）</p> <p>グループホームいこい（網走市）</p> <p>グループホームあとれ（網走市）</p> <p>グループホームはるる（訓子府町）</p> <p>通所介護（デイサービス）の運営</p> <p>デイサービスはるる（訓子府町）</p> <p>訓子府町介護予防・日常生活支援総合事業 指定第1号通所事業の運営</p> <p>デイサービスはるる（訓子府町）</p>

2 施設概要

施設名	デイサービスはるる
所在地	所在地 常呂郡訓子府町字穂波67番33
電話	電話 0157-47-4882
FAX	FAX 0157-47-4883
施設の方針	<p>デイサービスはるるでは、スタッフ一人一人が利用する方々を個人として尊重し、家族のような気持ちで深く関わっていきたいと考えています。そして、皆さんの生活・趣味・悩み等の事をできる限り把握した上で、理論に基づいた介護・機能訓練等を安全にかつ楽しく、いつも笑顔で行なうことを目標としています。</p> <p>また、利用者の方々が、デイサービスはるるを心身ともに安らぎの場所として思えるような環境作りを徹底しながら、季節の行事等を通じて地域との交流を積極的にしていけるように努めていきます。</p>

基本理念	<ul style="list-style-type: none"> ・ 個人として尊重し、尊厳を維持しよう ・ 安らぎと生きがいのある生活をしよう ・ より健康な体でいつも笑顔でいよう ・ 人との絆を大切にしよう 										
運営理念	<ol style="list-style-type: none"> 1 デイサービスはるるにおいて提供する通所介護及び介護予防通所介護は、介護保険法並びに関係する厚生省令、告知の趣旨及び内容に沿ったものとする。 2 事業の実施にあたっては、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り総合的なサービスの提供に努めるものとする。 3 利用者の人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めると共に、個別の介護計画を作成することにより、常に利用者が必要とする適切なサービスを提供する。 4 利用者及びその家族に対し、サービスの内容及び提供方法についてわかりやすく説明する。 5 適切な介護技術を持ってサービス提供する 										
定員	12名										
管理者	高良秀次										
開設年月日	平成18年 9月 7日										
保険事業者指定番号	0175011550										
施設概要	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">食堂兼機能訓練室</td> <td style="text-align: right;">1箇所</td> </tr> <tr> <td>便所</td> <td style="text-align: right;">2箇所</td> </tr> <tr> <td>浴室</td> <td style="text-align: right;">1箇所</td> </tr> <tr> <td>静養室</td> <td style="text-align: right;">2箇所</td> </tr> <tr> <td>相談室</td> <td style="text-align: right;">1箇所</td> </tr> </table>	食堂兼機能訓練室	1箇所	便所	2箇所	浴室	1箇所	静養室	2箇所	相談室	1箇所
食堂兼機能訓練室	1箇所										
便所	2箇所										
浴室	1箇所										
静養室	2箇所										
相談室	1箇所										

3 事業実施地域及び営業時間

営業日	月曜日～金曜日
定休日	土曜日・日曜日 12月30日から1月3日
営業時間	午前8時30分～午後5時30分
サービス提供時間	午前9時45分～午後4時50分

4 職員体制

管 理 者	1名	介護職兼務
生 活 相 談 員	1名	
看 護 職 員	2名	(1名機能訓練指導員兼務)
介 護 職 員	2名	

5 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、ご利用者に対して以下のサービスを提供します。

また、当事業所が提供するサービスについて、

1. 利用料金が介護保険から支給される場合
2. 利用料金の全額をご契約者に負担いただく場合

があります。

(1) サービス内容

送迎、食事の提供、入浴介助、生活等に関する相談・助言、健康状態の確認、その他利用者に必要な日常生活上のお世話、機能訓練等、レクリエーション等、その他必要な介護等を行ないます。

(2) サービス利用料金 7時間以上8時間未満

保険給付サービス (通所介護)	・ 基本料金	要 介 護 1	753円/日
		要 介 護 2	890円/日
		要 介 護 3	1,032円/日
		要 介 護 4	1,172円/日
		要 介 護 5	1,312円/日
	・ サービス提供体制強化加算 (I)	一 律	22円/日
	・ 入浴介助加算	一 律	40円/日
	・ 個別機能訓練加算 (I) ロ		76円/日
	・ 口腔機能向上加算		150円/回
	・ 認知症加算 (認知症自立度Ⅲ以上)		60円/日
・ 科学的介護推進体制加算		40円/月	

	<ul style="list-style-type: none"> ・ ADL維持等加算 (I) 30円/月 ・ 介護職員等処遇改善加算 (I) 実績の9.2%/月
保険給付サービス (介護予防通所介護)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 基本料金 (月4回以上の場合) 要支援1 1,798円/月 (月3回以下の場合) 要支援1 436円/回 (月8回以上の場合) 要支援2 3,621円/月 (月7回以下の場合) 要支援2 447円/回 ・ サービス提供体制強化加算 (I) 要支援1 88円/月 要支援2 176円/月 ・ 口腔機能向上加算 150円/月 ・ 科学的介護推進体制加算 40円/月 ・ 介護職員等処遇改善加算 (I) 実績の9.2%/月
ご利用者 実費負担分	<ul style="list-style-type: none"> ・ 食材料費 ご利用者に提供する食事の材料、おやつ等にかかる費用 1日につき 600円 ・ 通常要する時間外となる費用 1時間につき 2,000円 ・ レクリエーションにかかる費用 材料代等の実費をいただきます。 ・ 日常生活上必要となる諸費用 日常生活品の購入代金等ご利用者の日常生活に要する費用でご利用者に負担していただくことが適当であるものにかかる費用を実費負担いただきます。(おむつ代等)

- ※ ご利用者が要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要介護認定を受けたあと、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます(償還払い)。また、居宅サービス計画が作成されていない場合も償還払いとなります。償還払いとなる場合、ご利用者が保険給付の申請を行なうために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。
- ※ 介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更します。

6 サービス中止について

- ・ 風邪等の病気の際は、サービスの提供をお断りすることがございます。
- ・ 当日の健康チェックの結果により体調等が悪い場合、ご利用中に体調等が悪くなった場合、サービスの変更又は中止することがあります。
- ・ 地震、吹雪等の天災、その他の事由によりサービスの実施が困難と判断した場合、サービスを中止することがあります。
- ・ ご利用者の都合でサービスを中止する場合は、出来るだけ早くご連絡ください。

7 緊急時・事故発生時の対応

通所中に容体の変化、その他緊急事態、事故等が生じた場合は、必要に応じて緊急応急の手当を行うとともに、通所者本人の主治医又は協力機関、家族に連絡等の処置を行います

8 苦情処理の概要

利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、受付窓口の設置、担当者の配置、事実関係の調査の実施、改善措置、利用者及びその家族に対する説明、記録の整備等必要な措置を講じます。

9 苦情相談機関

事業者苦情相談窓口	担当者氏名：高良秀次 電話 0157-47-4882 F A X 0157-47-4883
訓子府町苦情相談窓口	訓子府町役場 福祉保険課 電話 0157-47-5555
北海道苦情相談窓口	北海道国民健康保険団体連合会 総務部介護保険課企画・苦情係 電話 011-231-5161 F A X 011-233-2178

10 その他

(1) 注意事項

- ・ 事業者、サービス従事者に対する贈り物等は、ご遠慮させていただきます。
- ・ 利用者どうしの金銭、物品の貸し借り、交換はご遠慮いただきます。
- ・ 送迎のお迎え、お送りの時間は、変更する場合があります。また、送迎予告時刻より前後する場合がありますので家の中でお待ちいただくようお願いいたします。
- ・ 気分が悪い等、身体に異常を感じた場合は、直ちに職員等に申し出てください。

(2) 持ち物等

- ・ 運動靴（リハビリシューズ等）をご用意お願いします。
（靴は施設内にて預かり可能です）
- ・ 入浴する場合、タオル、バスタオル等をご用意お願いします。
- ・ 通所するときには、必ず「はるる手帳」をお持ちください。
- ・ 最初の通所日に、健康保険証等又はそのコピーをお持ちください。
（サービス提供中、体調等が悪くなり治療が必要となった場合のために施設内でコピーさせていただきます。）

